

京都市上下水道局告示第41号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年1月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市山科区西野山桜ノ馬場町87番地の1

有限会社ケイ・エス・アイ

代表取締役 窪喜 義信

2 変更事項

(1) 商号の変更

ケイエス工業から有限会社ケイ・エス・アイに変更

(2) 営業所の変更

指定営業所所在地を京都市山科区榊辻平田町63番地から京都市山科区西野山桜ノ馬場町87番地の1に変更

3 指定期間

平成18年1月18日から平成22年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)